様式第２号（第７条関係）

同意・誓約書

私は、湧別町空き家除却支援補助金の交付の申請を行うにあたり、湧別町補助金交付規則及び湧別町空き家除却支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を順守し、下記に掲げる事項の全てを誓約するとともに、湧別町空き家除却支援事業補助金交付申請書に記載の内容について、公簿等により町が確認を行うことに同意します。

記

１．除却しようとする空き家等が要綱第３条第２項各号に掲げる要件を全て満たしていること。

２．実施しようとする除却工事が要綱第３条第３項各号に掲げる要件を全て満たしていること。

３．補助対象者として、要綱第４条第１項各号に掲げる要件を全て満たしていること。。

４．要綱第３条第１項第２号の事業を実施しようとする場合、通算１年以上地域活性化の用に供することを条件として、３年以上空き家等の除却後の土地を

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に対して貸与すること。

　　　　　年　　　月　　　日

　湧別町長　　　　　　　　　様

申請者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

湧別町空き家除却支援事業補助金交付要綱（抜粋）

（補助金の対象）

第３条　略

２　補助金の交付の対象となる空き家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、湧別町持家奨励応援補助金交付要綱（令和２年告示第15号）の規定による補助金の交付を受けて建築した住宅（以下「持家奨励住宅」という。）に居住している者が当該持家奨励住宅に居住する直近に居住していた空き家を除く。

(1)　町内に所在しているもの

(2)　一戸建ての住宅であって、居住の用に供する部分が床面積の２分の１以上を占める空き家及びその附属物

(3)　公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないもの

(4)　所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者から除却について同意を得ているもの

(5)　第８条に規定する補助金の交付の決定が行われる前に除却工事に着手していないもの

３　補助金の交付の対象となる除却工事は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、所有者等が住宅を建築するための除却工事を除く。

(1)　解体工事業者が施工するもの

(2)　空き家等のある一団の土地を更地にするもの。ただし、その一団の土地にある建築物等で、残置するべき特別の理由が認められる場合は、その建築物等の残置を認めるものとする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、国、地方公共団体及びその他公共性を有する機関又は団体を除く。

(1)　除却しようとする空き家等の所有者等

(2)　跡地を適切に管理し、有効に活用できる者。ただし、当該跡地が借地である場合を除く。

(3)　町税及び本町へ納付すべき使用料等の滞納がない者